

利用者用インターネット閲覧端末設置要綱

平成20年2月27日
教育長決裁

(設置目的)

第1条 図書館利用者に、国及び地方自治体の行政情報並びに他の図書館の蔵書検索その他の利用者の調査研究に必要な情報を提供するため、名古屋市図書館の全館に利用者用インターネット閲覧端末（以下「端末」という。）を設置する。

(利用時間)

第2条 端末の利用時間は各図書館の開館時間中とし、1回につき30分以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、市のネットワーク保守点検等のため、端末利用を停止する場合がある。

(受付方法)

第3条 端末利用を希望する者は、利用する当日に利用申込書（第1号様式）を各図書館のカウンターへ提出し、利用時間の指定を受けなければならない。

(再度利用)

第4条 利用する当日において再度の利用を希望する者は、当該利用後、改めてカウンターへ利用申込書を提出し、利用時間の指定を受けなければならない。

(禁止事項)

第5条 端末の利用にあたり、次の各号に掲げる事項を禁止する。

- (1) 青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるウェブサイトの閲覧
- (2) ハードディスク及び外部記録媒体へのデータ保存
- (3) 電子メールの送受信
- (4) 端末の設定変更
- (5) その他端末の適正な利用に反すると認められる事項

(利用者の責任)

第6条 端末の利用者は、端末その他の設備を損傷する等、故意又は過失により市又は第三者に損害を与えたときは、その損害について責任を負わなければならない。

2 端末の利用により生じた損害について、市はその責任を負わない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年3月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年9月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の利用者用インターネット閲覧端末設置要綱の規定に基づいて作成されているインターネット閲覧端末利用申込書の用紙は、この要綱による改正後の利用者用インターネット閲覧端末設置要綱の規定にかかわらず、当分の間、これを修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年7月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の各要綱の規定に基づいて提出されている申込書等は、この要綱による改正後の各要綱の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の各要綱の規定に基づいて作成されている用紙で残量のあるものについては、この要綱による改正後の各要綱の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

名古屋市 _____ 図書館 インターネット閲覧端末利用申込書

太枠内をご記入ください。

名前	
----	--

（図書館記入欄）

利用開始時間	順番	端末番号

※ご記入いただいた個人情報は、インターネット閲覧端末利用に関する事務以外には使用いたしません。

【インターネット閲覧端末利用についてのお願い】

- ・ この端末は、図書館を利用される方の調査研究に役立てていただくために設置するものです。この目的をご理解いただき、マナーを守ってご利用ください。
- ・ ご利用後は、番号札をカウンターまでお返してください。
- ・ 1回のご利用は30分以内です。ただし、閉館時刻には、30分未満であってもご利用を終了してください。
- ・ 再度のご利用を希望される場合は、あらためてカウンターにお申し込みください。
- ・ プリントアウトはできませんのでご了承ください。

【お断り】

- ・ 電子メールの利用、プログラムやデータのダウンロードはしないでください。
- ・ 設定の変更をしないでください。
- ・ フロッピーディスク、USBメモリなどの外部記録媒体は使用できません。
- ・ インターネット利用により生じた損害等について図書館は責任を負いません。
- ・ この端末はどなたでもご利用いただけるものです。このため、青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるウェブサイトは閲覧できない設定としております。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A5縦とする。